

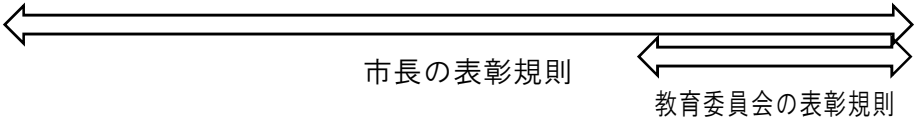
令和 2 年度名古屋市教育委員会第45号議案

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

職員の表彰の対象に教育委員会の事務局職員及び教育委員会の所管に係る教育機関の職員を加えるため、規定の整備を行います。

【対象者】

	対象者（顕著な功績のあった者）		
	市長部局職員	教委事務局職員 教育機関の職員	学校職員
改正前			
改正後			

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会表彰規則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「という。）」の次に「の事務局職員又は委員会」を、「学校」の次に「その他の教育機関」を加える。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会表彰規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（職員の表彰） 第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局職員又は委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員であつて、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、委員会はこれを表彰することができる。 (1)～(5) （略）	（職員の表彰） 第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に係る学校の職員であつて、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、委員会はこれを表彰することができる。 (1)～(5) （略）